

秦野市地域防災計画改定案のパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号及び市ホームページ

3 公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 防災課（担当課等）における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

※ 地域防災計画は、地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画があり、共通する内容もあるため、地域防災計画に寄せられた意見の総数と、各計画における意見数は一致しておりません。

なお、全体を通じたもの及びその他意見は地震災害対策計画に計上しております。

(1) 地震災害対策計画

内容分類	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 第1章 総則	1	0	1	0	0	0
2 第2章 災害への事前対策	8	1	1	5	0	1
3 第3章 災害応急対策計画	27	7	1	9	4	6
4 第4章 災害復旧・復興計画	1	0	0	1	0	0
5 第5章 地震防災強化計画	3	0	0	2	0	1
6 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	1	0	0	1	0	0
7 全体を通じて	6	0	0	4	0	2
計	47	8	3	22	4	10

(2) 風水害等災害対策計画

内容分類（例）	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 第1章 総則	1	0	1	0	0	0
2 第2章 災害予防計画	5	1	0	4	0	0
3 第3章 災害応急対策計画	26	8	1	6	5	6
4 第4章 災害復旧・復興計画	1	0	0	1	0	0
5 第5章 特殊災害対策	1	0	0	1	0	0
計	34	9	2	12	5	6

※ 意見等への対応区分

A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：計画案に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第1章	地-9 風-4	「1 防災関係機関の実施責任」 国ではTEC-FORCEという緊急災害対策派遣隊の制度があるみたいです。県や市などの自治体から要請を受けて動いてくれる、この専門部隊は大規模災害のときには、とても役立てることができると思うので、その旨について記載するべきだと思います。 「2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」 市や県については記載されていますが、国については記載しないのでしょうか。	B	第1章第4節において、管内の派遣調整を行う国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所について記載しております。
2	第2章	地-20	橋りょうの耐震性強化や道路の整備等、警察・消防・自衛隊等の応援部隊が市内に入れるように取り組んでいただきたい。	E	いただいた御意見を関連部署に情報提供するとともに、今後の取組みの参考にさせていただきます。
3	第2章	地-24 風-17	「6 避難措置と防災地域普及の徹底」 「(2)知識の普及・ア 崖を見回って、まず応急措置をすること。」にて、「(エ)石垣などに・・・補強をすること。」とありますが、修理及び補強だけでなく、修理や補強ができない石垣などを撤去する旨についても、記載するべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
4	第2章	地-27	「1 防災備蓄倉庫の整備」 拠点倉庫を鶴巻中学校、カルチャーパーク野球場に整備することですが、秦野の地域特性上、盆地であることから、崖崩れや土砂崩れなどで孤立状態になりやすい、北地区や上地区にも整備するべきだと思います。例えば、北地区にある表丹沢野外活動センターや、上地区にある市立上小学校にも整備した方が良いと思います。	B	拠点倉庫となる鶴巻中学校（東部拠点）、カルチャーパーク野球場（西部方面）の他、市内23カ所にある避難所には、全て防災備蓄倉庫を設置しており、水・食料の他に、発電機等の電源、チェンソーや大ハンマー等の救助救急道具を備蓄しております。避難所以外にも、孤立可能性地区4カ所に防災備蓄倉庫を設置しております。
5	第2章	地-30 風-23	コロナ禍で集まっての訓練ができない等、地域のつながりが希薄化してしまうので、計画を実施する際に加味していただきたい。	C	少人数や屋外で、感染症防止対策の徹底を図りながらの講習会の開催や、自治会ごとで作成する「みんなで作る防災マップ」の作成支援、資機材の取り扱い方法の動画公開等、接触をしなくても知識を普及できるよう取り組んでまいります。
6	第2章	地-30	「イ 防災訓練の実施」 秦野市総合計画案でも示されていますが、令和の時代、民間事業に限らず公的業務でもICTの活用が必須となっており、それは防災訓練や実際の災害支援などでも活用されるべきだと思います。平成29年8月に、秦野市は「かながわ自主防災航空」と、「災害時におけるドローンを活用した防災協力体制に関する協定」を締結しております。ICTは他にも多くの分野がありますが、まずは、すでに取り組んでいるドローンは、どうでしょうか。ドローンは、2022年から免許制になりますので、人材育成や資器材準備など、これからも取り組む内容は多々あるかと思えます。 限られた職員で、未曾有の危機に対応するためには、ICTを積極的に導入するべきだと思いますので、その旨も記載するべきだと思います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の方法での防災訓練では、一般市民などの理解を得て、積極的な参加を促すことができません。新型コロナウイルス感染症は、いまだに猛威を振っており、終息の目途が立っていません。そのうち、秦野市でも変異種が拡がり、そのうちに新たなウイルスが蔓延する可能性もあります。現在、YouTubeの活用もされていますが、それではあくまでも啓発活動に留まり、防災訓練には繋がりが薄いと思います。この社会情勢下でも、従来の質の維持もしくは向上を図りながら、適切かつ的確、迅速な防災訓練を実施し、一般市民や民間事業者の理解を得て協力してもらうためには、ICTの活用は必要であり切迫性があると思います。	C	いただいた御意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。 平成29年に締結した協定をきっかけに、災害対策や観光振興及び鳥獣対策等でのドローン活用を目的とし、パイロットを職員間で養成しておりますが、今後の免許制への対応等、取り組む課題があります。 また、避難所となる小中学校に設置されるWi-Fiの活用も含め、避難所と災害対策本部間の避難者数や支援助資等の共有等、活用方法について検討してまいります。
7	第2章	地-35 風-26	外国籍市民への翻訳したパンフレットなど取り組みを行っていただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
8	第2章	地-35 風-26	「(4)外国人に対する災害対策」 やさしい日本語や多言語による広報の充実と併せて、外国語を話せる職員もしくは市民の育成をするべきだと思います。 災害現場に外国語を話せる人がいない、もしくは少ないと、外国人の方々は現場で混乱し、避難などが遅れて、命を落とす場合になる可能性があります。また、その混乱が周囲の人に伝染し、人的二次災害から三次災害にさらに外国人の方が、どのくらい防災訓練に参加しているかわかりませんが、多くはないと思います。 それは、外国語を喋れる人が防災訓練にいない、もしくは極端に少ないからだだと思います。防災訓練に参加しないと、実際の災害時に、その方々は適切な行動ができなくなります。	C	やさしい日本語や多言語による広報等、外国籍市民や旅行者等への適切な対応ができるよう、いただいた御意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
9	第2章	地-36 風-26	<p>「避難行動要支援者名簿の支援者への情報提供し情報を共有」とあるが、名簿は誰が提供し誰が受け取るか明確にされていない。本件対応（要支援者と支援者の紐づけ）は、行政が行うべきである。本件については、計画書に明記して頂きたい。</p> <p>非常事態を考えた場合、支援する者は近隣住民の自治会員となるであろう。しかし、要支援者の方の多くは、自治会未加入の高齢者の方が多い。情報提供拒否者の対応も含め、この対応を自治会に期待されても大変迷惑である。まして、情報漏洩などのノルマを課せられれば、誰も引き受けたくない。</p> <p>併せて、下記2点についても検討頂きたい。 ①避難行動要支援者を申請される方については、近隣の自治会への加入を義務付けること。（経済的な理由がある場合は、市が自治会費を負担） ②支援者へ公開する情報については、最低限の情報とすること。</p>	C	<p>「避難行動要支援者名簿の支援者への提供」は、本市から自治会長及び民生委員に行うほか、地域高齢者支援センター、秦野警察等の関係機関にも情報提供を行っており、計画書に記載しています。また、要支援者への対応については、当該地区を熟知されている自治会長及び民生委員に担っていただくことが最適だと考えております。</p> <p>①申請者の自治会への加入の義務付けについては、自治会加入率の低下については市としても問題として捉えており、共助の基本となる自治会に加入することのメリットをお伝えする等、加入促進に取り組んでいます。 ②支援者へ公開する要支援者の情報については、氏名、住所及び対象区分等の最低限としています。</p>
10	第3章	風-37	風水害地域防災計画の注意報・警報の発令基準に雨量指数基準とありますが、これを時間雨量に書き換えてください、時間雨量から雨量指数基準への換算式が無いので判断できません。	D	該当ページは気象庁の発表基準を掲載しており、警報・注意報は時間雨量により発令されるものではありません。
11	第3章	地-54 風-58	<p>「ア 避難の誘導は、警察官、自主防災会等の協力…」となっているが、「自主防災会等」は削除して頂きたい。</p> <p>危険が迫ったなかで行う風水害等の避難誘導は、地震災害の避難誘導と違います。自主防災会（一般住民）には、防災本部との連携や災害情報を得る手段もなく対応が難しい。風水害等の避難の誘導は、専門家をお願いしたい。自治会員で出来るのは、避難者同士の団体行動による相互協力程度である。</p>	D	災害時是对応にあたる市職員や警察官の数が不足することが見込まれます。その中で、迅速な避難を行うためには、声掛けや誘導に可能な範囲となりますが、自主防災会や近隣住民に御協力いただく必要があります。
12	第3章	地-57	<p>「第一次避難所に収容できない避難者がいる場合、……」とあるが、事前に収容人数について明記していない。計画書に一時避難所の収容人数を「事前に決めておく」と明記して頂きたい。</p> <p>一昨年避難所運営訓練での経験から、現状では体育館の収容者一人当たりの配置スペースやレイアウトが決まっていなかった。（実際に大災害が発生した場合が心配です。）この様な状況で、地震が発生した後に収容人数を割り振っていたのでは避難者の収容が大変遅れ、避難所運営に影響が出る事が予測される。事前に決めておくことで、避難所の運営がスムーズに行えるだけでなく、感染症対策（ソーシャルディスタンス）の検討なども容易にできる様になる。</p>	C	第一次避難所の収容人数については、避難所となる学校の理科室等、避難スペースとして適さない特別教室を除いた面積から、収容人数を算出し資料編に掲載しております。体育館内の標準レイアウトや間仕切りの設置場所等を今年度定め、避難所を運営する職員に感染症対策とともに講習を行いました。
13	第3章	風-59	<p>計画書では、「避難所の定員を超えた場合、別の施設を割り当てる」となっているが、明らかに定員越が予測される場合は警戒レベル4、5を待たず準備するべきである。大災害が予測されるケースの特例的な運用の検討をお願いしたい。</p> <p>近年の風水害は、台風・集中豪雨の規模が大きくなっている。最近の大型台風（R2年の特別警報が出ると予測された熊本豪雨やR1年の台風19号など）では、気象庁・国交省などから早めの避難を呼びかけるケースがある。又、このような気象状況では、急激に状況が悪化することも多く、危機が迫った警戒レベル4や5からの避難開始では、安全に避難することが難しくなる。（開設準備する市職員の避難所への移動にも安全上問題がある。）小生の本町地区では、金目川の氾濫により浸水予測されている地域に住宅が多い。一方、水害等の避難所（公民館）の定員は、（一般 28名）（要支援者13名）であり、大型台風時には、避難者収容数が大幅に不足することは目に見えている。</p>	A	令和元年東日本台風の際、予め開設していた風水害時避難場所（公民館）の収容人数が定員に達する見込みがありましたので、近隣の中学校及び県立高校を開設しております。計画案のとおりですと、定員に達した場合、避難者を収容できないという事態に陥りますので、計画案を修正しました。
14	第3章	地-59 風-60	新型コロナウイルスや他のウイルスに関する対策を、計画に反映はしないのか。	C	地域防災計画では、災害時における避難所の感染症対策の記載をしております。新型コロナウイルス感染症に関しては対応した避難所の運営方法についてマニュアルを作成しております。
15	第3章	地-66 風-68	<p>「(6)建設予定地」</p> <p>第一次から第三次までの建設敷地の中に、カルチャーパーク内のテニスコートは該当しないのでしょうか。カルチャーパークピクニック広場より広いので、適地だと思います。</p>	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
16	第3章	地-75 風-77	「1 1 遺体の埋火葬」 表内について、火葬についても仮埋葬と同様、全部で2施設用意すべきだと思います。それは、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場が被災し、施設の運営ができなくなる可能性があるためです。(3)にその旨は記載すべきですが、確実に2施設目を用意するにあたって、施設名を表に記載するべきですが、どうでしょうか。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
17	第3章	地-77 風-79	「(2)本市における緊急輸送道路」 「ア 確保路線」として、現在整備中の新東名高速道路を記載することはできないのでしょうか。	D	現在整備中のため、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
18	第3章	地-79 風-81	「3 緊急交通路」 「本市における緊急交通路指定想定路線」として、現在整備中の新東名高速道路は記載しないのでしょうか。	D	現在整備中のため、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
19	第3章	地-92 風-97	自衛隊の災害派遣の流れはどのようか。	B	緊急に救助を要する市民が多く、消防部及び臨時救助班では救助が困難と認められるときは、自衛隊の派遣を知事に求めます。
20	第3章	地-100 風-105	他地域での災害では、避難所内で中学生等が率先してボランティア活動をしているが災害ボランティアは学生でも申し込めるのか。	E	災害ボランティアの申し込みに年齢制限を設けておりません。他地域の災害では、多くの中学生や高校生等が避難所の清掃や物資の運搬等ボランティアを行っております。
21	第3章	地-100 風-105	南海トラフ地震の際は、広範囲で被災することが予想されることから、市外からボランティアへ来ていただけない可能性もある。そのため高校生や大学生等、市内の若い方に対しボランティア育成に取り組んでいただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
22	第3章	地-100 風-105	ボランティアセンターの開設に向け、具体的な取り組みはあるか。	E	平成28年に秦野市社会福祉協議会と、「災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定」を締結しております。また、秦野市社会福祉協議会が開催している災害ボランティアセンター開設訓練に参加する等、円滑な運営ができるよう連携し取り組んでいます。
23	第3章	地-100 風-105	災害ボランティアセンターの運営や体制構築について、運営主体となる社会福祉協議会と引き続き連携を取りながら進めていただきたい。	E	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
24	第3章	地-100 風-105	「3 災害ボランティアの活動拠点」 「市社会福祉協議会は、保健福祉センター内に災害ボランティアセンター本部を・・・」とありますが、保健福祉センターが全壊もしくは半壊などで施設利用できない場合の代替施設を記載すべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
25	第3章	地-100 風-105	4 災害ボランティアセンターとの連携 の項 (1)「連絡調整窓口」を市の組織としての実務を担う 「市民活動支援課」と表記した方が分かりやすい。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
26	第3章	地-100 風-105	5 ボランティア活動の支援 の項 「～地域のボランティア団体等を支援し、～」を 「～市内のボランティア団体」と表記した方が適当である。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
27	第3章	地-100 風-105	ボランティアセンターの開設に向け、ボランティア団体や社会福祉協議会等と講習や訓練等、日頃から取り組んでいただきたい。	E	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
28	第3章	地-100 風-105	1 災害ボランティアセンターの設置 (1)「市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合」とは、どういう場合か。その具体を示すべきである。	E	大規模地震等で被害件数が多く、人的資源が不足すると想定される場合となります。
29	第3章	地-100 風-105	1 災害ボランティアセンターの設置 (2)「ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う、災害ボランティアセンターの設置及び開設を市社会福祉協議会に要請する。」とあるが、災害ボランティアセンターの設置および受け入れ業務などは、かなりのボリュームである。社会福祉協議会の通常業務に支障をきたさないか。業務量調査などを実施した人員確保をした上での体制になっているのか。	C	災害ボランティアセンターの運営に関し、災害時における人員の確保は課題だと認識しており、いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
30	第3章	地-100 風-105	4 災害ボランティアセンターとの連携 「(1) 連絡調整窓口を設置し」とあるが抽象的である。どこに窓口を設置するかを明記すべきである。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
31	第3章	地-100 風-105	5 ボランティア活動の支援 「地域の災害ボランティア団体等」とは、どのような団体を示しているのかを明記すべきである。	D	市内で活動している団体が複数存在しているため、個別名称の記載をしないものです。
32	第3章	地-100 風-105	4 災害ボランティアセンターとの連携 の項 (1)「連絡調整窓口」を市の組織としての実務を担う 「市民活動支援課」と表記した方が分かりやすい。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
33	第3章	地-100 風-105	5 ボランティア活動の支援 の項 「～地域のボランティア団体等を支援し、～」を 「～市内のボランティア団体」と表記した方が適当である。	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
34	第3章	地-100 風-105	<p>1, 災害ボランティアセンターの設置 ・ ・ ・ 災害ボランティアセンターの設置及び開設を市社会福祉協議会に要請し、市社会福祉協議会は災害ボランティアと連携してこれに当たる。 アンダーライン部を最後に付け加えることを提案致します。</p> <p>理由 ①、追記することで、災害時のボランティアセンターの開設・運営は社会福祉協議会だけでなく災害ボランティアも関わることを地域防災計画に明示する。 ②、災害時には社会福祉協議会だけでは人手不足になるのは明らかである。その為には社協と連携し参加する災害ボランティアの位置づけを明確にする。</p> <p>参考 (国及び地方公共団体とボランティアとの連携) 第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。</p>	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
35	第3章	地-100 風-105	<p>5, ボランティア活動の支援 平時から市社会福祉協議会と協力して、地域の災害ボランティアを支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努めボランティアセンター開設・運営訓練等を行い、災害対策活動の推進を図る。 アンダーライン部の追加・修正を提案致します。</p> <p>理由 ①、ボランティアセンターの取りまとめは市社協なので等を省き市社会福祉協議会の方がわかりやすい。 ②、秦野市の場合、個人ボランティアが大半なので、団体等より地域の災害ボランティアの方が誰でも参加できるので適切だと考える。 以前募集があり、1000人以上の市民が災害ボランティアとして登録した経緯もある。仕切り直して社協が呼び掛けて、趣旨説明をして新たに組織化する方が良い。 ③、ボランティアセンター開設・運営訓練等を行いを追加する避難所運営も同じだが、ボランティアセンター開設・運営訓練を繰り返し実施することで初めて災害時に対応できる組織になる。又実践を通じ個人ボランティアの集まりから組織化された災害ボランティアチームに育っていくのではないかな。</p>	A	いただいた御意見を参考に、文言を修正しました。
36	第3章	地-100	<p>現在危機管理監は、組織上不在ではないですか、全記載訂正をしてください。 職員配備計画で、非正規職員は、員数に含まれるのであれば記載したほうが良いのではないですか。 地-100p・風-105p 災害ボランティアの活動計画 7行目 を市社会福祉協議会に要請する。 を市社会福祉協議会に要請するとともに市内で活動するボランティア団体に協力を依頼する。 17行目 民館にサテライトを設置する。 民館、その他必要があれば市内各所で公共施設にサテライトを設置する。 20行目 (1) 連絡調整窓口を設置し (1) 市民活動支援課は、 23行目 (3) ・ ・ ・ 必要な資機材等を確保するための ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ 必要な資機材等を備蓄し、確保するための ・ ・ ・ の ・ ・ ・ 26行目 ・ ・ ・ と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、 ・ ・ ・ と協力して、市内のボランティア団体等を支援</p>	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。 危機管理監は不在ではありません。 災害ボランティアに関する記述については、一部いただいた御意見を参考に修正しました。

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
37	第3章	地-100 風-105	<p>第24節 災害ボランティアの活動計画について意見を述べます。この項目は、以前の活動計画から大幅に変更されています。秦野市の災害ボランティアの活動について、地域防災計画が制定された時から、秦野市の災害ボランティア活動に全面的に協力してきた者にとっては、今回の改定は非常に残念でなりません。最初に秦野市に災害ボランティアセンターを作るための訓練を市のボランティア担当課当時は市民自治振興課と一緒にやることの必要性を防災課に提案したのは、市民で結成した災害ボランティア団体です。それから毎年、災害ボランティアセンターの設置訓練を、途中から秦野市社会福祉協議会を加えて繰り返し行ってきました。東日本大震災後にそれまでは救援物資の受け入れ担当であった秦野市社会福祉協議会を地域防災計画で市内の災害ボランティア団体と一緒に災害ボランティアセンターの設置を要請することに変更されました。</p> <p>最近の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練では、社協では災害時でも通常業務を行う必要から単独では運営が困難だと判断して市内のボランティア団体と一緒に訓練をしています。私は、これまで幾多の被災地に向き災害ボランティアセンターでボランティアとして活動してきました。災害ボランティアセンターの運営については社会福祉協議会の名前でやっていますが、実情はセンター長だけが社協の役員で実際に運営をしているのは世間で災害ボランティアといわれている人たちで、今までは被災地で結成されている災害ボランティア団体がない地区がほとんどで地元の事情・地理等を知らない外部から来た人たちが運営されています。しかし神奈川県では、県内の多くの市町で災害ボランティア団体が結成され、社協と協働で災害ボランティアセンターの運営をめざして訓練に励んでいます。</p>	E	現計画では、具体的な記載が少なかったため、被災地で活動する災害ボランティアの円滑な受け入れや、効果的な活動を支援するため、災害ボランティアセンターの設置、役割、及び機能、並びに市との連携等について記載を変更しました。
38	第3章	地-109	南海トラフ巨大地震はその切迫性が指摘されており、広範囲での被害が想定される。そのため支援が届かない可能性や、被害が軽微な場合は、沿岸部の他地域へ支援を行うことになることも想定する必要がある。	C	御意見のとおり、県内でも沿岸部と本市のような内陸部では被害の受け方が違います。本市の被害が軽微であった場合は、県と県内自治体で締結している「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づき、人的・物的支援を行っていくこととなります。
39	第4章	地-114 風-118	「第1節 災害復旧計画」 各種復旧事業計画がありますが、林地荒廃防止ではなく、土砂災害などで崩落した森林に係る復旧事業計画も必要だと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
40	第5章	風-132	富士山も周期的に噴火を繰り返しているため対策の検討等、取り組んでいただきたい。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
41	第5章	地-134	「(2) 市民への呼びかけ」 視覚障害者もたしかに、健常者と比べて情報収集において障害を持っていると思いますが、視覚障害者よりも聴覚障害者の方が、防災行政無線においてははるかに障害を持っていると思います。	C	情報伝達手段については、防災行政無線の他に登録制の緊急情報メールやSNS、災害協定を締結しているヤブー防災アプリ等、音声以外にも多様な手段を活用しております。また、障害福祉ガイドブックに情報発信（入手）方法について記載する等の取り組みを行っております。
42	第5章	地-134	外国人に対しては日本語における放送の後に、外国語の中で主要語である英語の放送をした方が大規模な混乱を避けることができると思います。 放送案文で、不必要な文言が多く、言葉が難しいです。大学の授業で勉強しましたが、動揺している一般市民からすると、聞き流してしまうと思います。簡潔で特に重要なところは繰り返すなどして、老若男女問わず、一般市民が注意して聴かなくても、頭に入るような内容にするべきです。 一学生ながら、民法やNHKの緊急時の放送文を参考に、放送案文を考えてみました。ぜひ、内容に目を通していただけたら幸いです。	E	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

「秦野市地域防災計画改定案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	章	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
			※前ページの続き 私は市長の〇〇です。 先程、内閣総理大臣から、大規模地震の警戒宣言が発令されました。地震が起きるまでには、まだ時間があると思いますので、冷静に聞いてください。現在、本市では、地震災害警戒本部を設置して、事前対策に全力をあげています。市民の皆さんも是非協力してください。 まずは、市民の皆さん一人ひとりの冷静な行動が重要です。そこで皆さんには是非お願いしたいことが3つ、お願いが3つあります。 一つ目は、ラジオやテレビの放送を聞き、見て、正しい情報を得ることです。 二つ目は、火の使用を控えて、火災に遭わないようにしてください。 三つ目は、その場に飲料水、食料、医薬品などがあるか確かめてください。 繰り返します。一つ目は、ラジオやテレビの放送で正しい情報を得ること。二つ目は、火の使用を控えて火災に遭わないこと。三つ目は、水・食料・医薬品などの確認をしてください。 冷静な行動が、皆さんを救います。不安があると思いますが、市は情報をお送りしますので、慌てずに冷静に行動してください。		
43	第5章	地-146	「(1)市立学校、幼稚園及びこども園の対応」 孤児の対応についても記載するべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
44	第6章	地-164	第6章南海トラフ地震防災対策推進計画 各項目に「・・・」を準用しますと記入がありますか災害時に書いてあるページに戻って見るのは大変な労力を要すると思いますので全文を再掲載するべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
45	全体を通じて		本計画には、専門用語が多々ありますので、ページ下部に注釈をその都度記載するか、計画愛護に五十音順索引を設けるなどして、一般市民や市議会議員、後の秦野市職員のために、わかりやすい計画にするべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
46	全体を通じて		全体を通して、市街地など標高が低い場所にいる人の行動等については細かく記載されていましたが、登山客など標高が高い場所にいる人の行動等については、記載内容が薄い、もしくはないように感じました。 秦野市は、周囲が山に囲まれており、登山が大きな魅力の街です。夏から秋にかけて登山客は多いと友人等から聞きますので、なおさら、この層の人たちへの防災に係るフォローアップは特に重要だと思いますので、内容の構成を変えてでも記載するべきだと思います。 大規模地震の起こる可能性が遠からず近からず、起きることがほぼ確実であるならば、全体概要から、詳細項目として、登山中の地震発生による被害や、必要な初動、避難先などを記載して、秦野市の土地柄にも目を向けた防災計画にするべきです。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
47	全体を通じて		自治会加入率が下がると地域の助け合いが弱くなってしまいます。災害による被害を最小限に抑えるには、自治会や自主防災会の強化が大事となる。	C	大規模災害時における救助救出活動の中心は共助となります。自治会加入率の低下については市および秦野市自治会連合会でも問題として捉え、打開策等を検討する専門委員会を令和2年度より設立しています。
48	全体を通じて		過去の災害（被害）について、もっと傳承していく必要がある。がけ崩れや浸水等、計画に入れることで減災につながるのではないか。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
49	全体を通じて		過去の他地域での災害時に、市としてどのような災害で支援を行ってきたか。	E	最近発生した災害に対する支援実施状況は次のとおりです。 ・熊本地震・・・水等の物資の提供 ・平成30年7月豪雨・・・水等の物資の提供、浸水家屋の消毒作業 ・令和元年東日本台風・・・家屋の被害認定調査
50	全体を通じて		市民の命と財産を守るという重大な使命があるため、事前対策や準備等進めていただきたい。	E	防災知識の普及・啓発をするとともに、資機材の整備や避難所に従事する職員の教育等、地域防災力向上に取り組んでまいります。

※このほかにも、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・提案等については、適宜、参考とさせていただきます。